

地方公共団体等における地域ぐるみで
「体験の風をおこそう」運動推進事業 審査要領

令和 5 年 1 月 3 1 日
子どもゆめ基金普及啓発事業選定委員会決定
最終改正 令和 7 年 1 月 1 6 日

本審査要領は、以下に示した各評価の項目において、より具体的にどのような観点から審査を行うかについて示したものである。

評価方法

以下の各評価項目について 5 段階で評価する。

〔 大変優れている＝5 点 優れている＝4 点 普通＝3 点
やや劣っている＝2 点 劣っている＝1 点 〕

加点については、1 点から 3 点までを付すことができる。

評価項目及び評価基準

1. 事業の実施体制に関する評価について

〔評価項目 1：事業の実施体制〕

- ・必要な実施体制（マネジメント体制、職員の体制、教育委員会との支援体制等）の整備がなされているか。

（審査の具体的観点）

（1）計画している事業を十分に実施できる体制を有しているか。

（以下の場合は加点する。）

- ① 府、県（教育委員会含む。）又は指定都市が中心となっている場合
- ② 青少年教育施設が中心となり、広域的な実施体制となっている場合

（2） 地方公共団体、青少年教育施設、学校、青少年団体、企業、NPO 法人等が連携しているか。

（以下の場合は加点する。）

- ① 府県域又は指定都市域の青少年団体等が連携している場合
- ② 報道関係機関が参画している場合

2. 取り組み内容の評価について

〔評価項目 2：事業の実施内容〕

- ・青少年教育関係機関・団体等が連携し、地域と一体となって、体験活動を推進する機運を高める取り組みとなっているか。

（審査の具体的観点）

（1） 地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める内容又は子ども達に直接体験活動の

機会を提供する内容を含む提案となっているか。

(以下の場合に加点する。)

- ① 体験活動を推進する機運を高める内容が中心となっている場合
- ② 子どもゆめ基金助成活動募集説明会を開催する場合

(2) 上記(1)の取組は、事業計画書の「期待される成果」に結びつく内容となっているか。

(3) 事業を通じて、地域に体験活動の定着や発展を期待できる内容となっているか。

(その内容が、地域全体で広く定着や発展を期待できる場合は加点する。)

採択案件の決定方法

提案された事業計画書について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点の高いものから選定委員会による協議により、採択案件を決定する。その際、継続団体においては、過去の取り組みの成果や課題を踏まえた内容になっているかを考慮する。

附則

この要領は、令和5年1月31日から適用する。

附則（令和7年1月16日 一部改正）

この要領は、令和7年度分の委託事業から適用する。